## 市民活動支援施策の推進 ~川崎市市民活動支援指針の改訂について~

#### 川崎市市民活動支援指針

あらゆる分野において、市民活動のさらなる活性化を図り、市民との協働のまちづくりを一層推進するものとして平成13年9月に策定されたもの。

指針の策定目的は、市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準づくりにある。

#### 「市民活動」の定義

ボランティア活動をはじめ、市民が自発的・継続的に参加し、社会サービスの提供等、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動。

#### 現行指針の概要

#### 〇市民活動支援指針の基本的な考え方

# 市民社会の中で 市民同士が相互支援 していくための施策

支援の原

市民活動団体の自主性尊重

パートナーシップ。構築

多様性への配慮

間接的 • 側面的支援

新しい団体が生まれる環境づくり

--公開性と透明性

# つの活動資源

## ①人材育成

- ●基本は「市民の主体性」
- ●行政は中間支援組織等による 間接的な関与
- ●専門領域では大学等との連携



## ②資金の確保

- ●自主財源を集めやすい環境整備
- ●事業収入拡大に向けた施策
- ●民間からの補助・助成金・ 融資の促進(公設ファンド等)



## ③活動の場

- ●全市・区・地域拠点の整備
- ●自主的な管理運営
- ●管理運営上の公平性・透明性確保
- ●各市民団体が自ら確保している拠点支



## ④情報の共有化

- ●情報の共有化拠点としての 「ポータルサイト」の整備・運営(電子・印刷媒体とも)
- ●中間支援組織を活用した情報提供



### 5中間支援組織

- ●市民主導型中間支援組織の確立に 向けた環境整備
- ●出資法人を活用した中間支援組織 整備、市民主導型組織の育成



## 6市民活動推進委員会

●指針の効果的運用や市民活動 の活性化等について、協議・ 検討する機関の設置



#### 市民活動支援施策に関連する条例・計画

#### ●川崎市自治基本条例(平成17年4月)

- ・情報共有
- 参加協働
- ・第9条「コミュニティの尊重等」=市はコミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進する
- ・第32条「協働推進の施策整備等」=市は市民と協働による公共 的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系 化を図る。

## ●新総合計画川崎再生フロンティアプラン 第3期実行計画

#### 基本施策Ⅷ-1-(2)

「協働のまちづくりの推進」

- ①地域コミュニティ施策の推進
- ②総合的市民活動支援施策の確立
- ③協働型事業の拡充

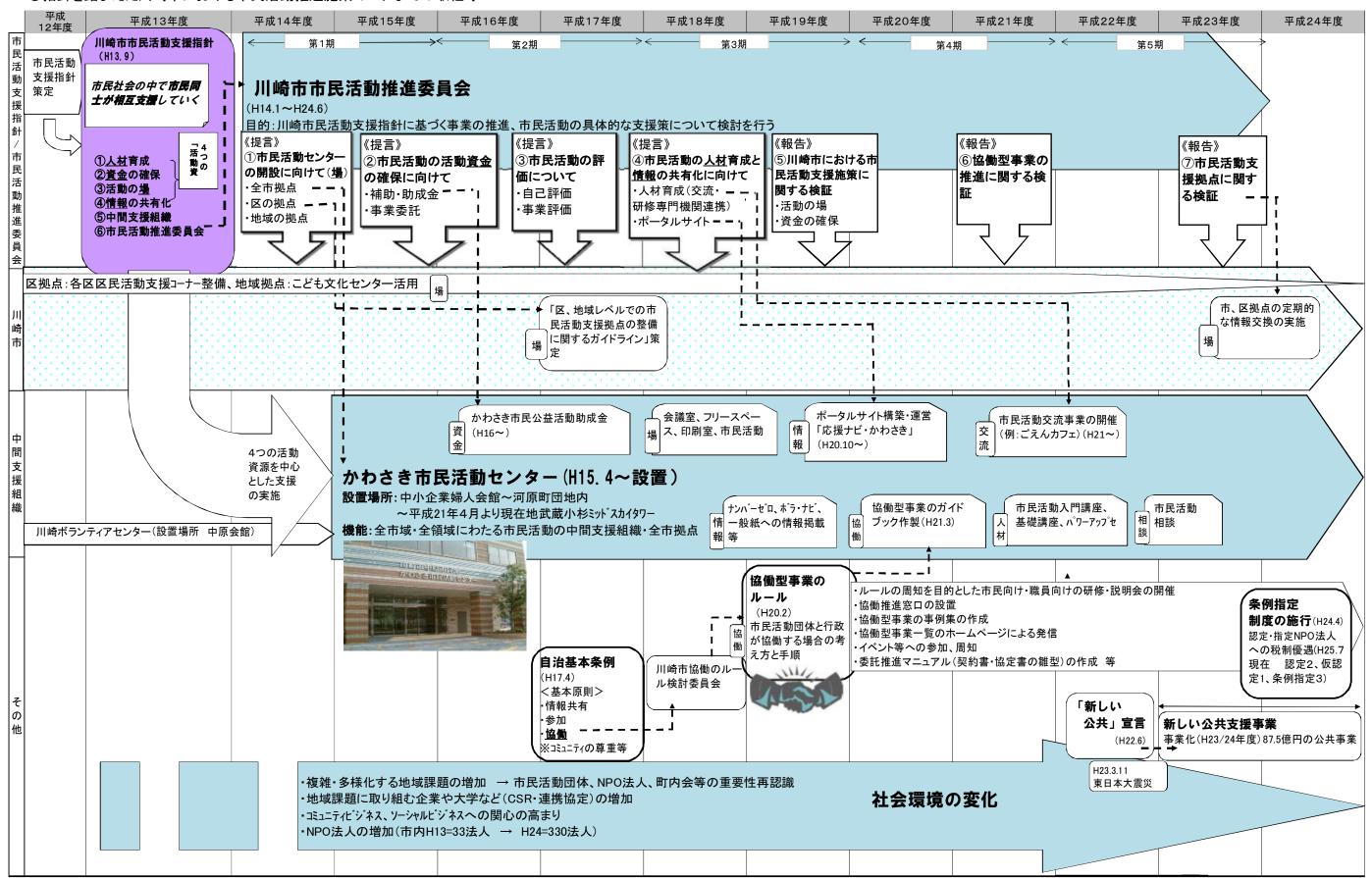
#### ●行財政改革プラン~第4次改革プラン~

取組3 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり

- 〇市民の参加と協働によるまちづくり
- 〇シニア世代の活用
- 〇事業者や大学等による社会貢献活動の推進



#### ○指針を踏まえた川崎市における市民活動推進施策のこれまでの取組等



## 市民活動支援施策

NPO 法人、市民活動団体等に対する基盤・環境整備を中心とした支援の実施

#### 【社会環境の変化】

NPO法人の増加・活動の成熟、大学・企業等の社会参加への意識向上、協働の概念の定着、行政以外の主体による公共の担い手の台頭等

指針改訂の 必要性 これまで、指針に掲げられた4つの活動資源を中心に、中間支援組織を通じて、幅広く様々な支援を行ってきた。指針策定から10年以上が経過し、社会環境や市民活動団体を取り巻く状況や課題も変化してきていることから、これらの変化に対応した指針づくりが求められている。

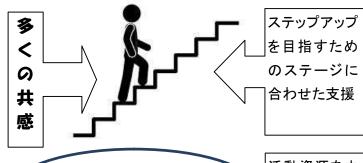
【NPO法人/関係部署/他都市ヒアリング等により見えてきた課題】

4つの活動資源への継続的な支援の必要性、 企業・大学・商店街等行政以外の多様な主体 との連携の期待、地域課題を解決するための スキルアップの必要性

# ①市民活動支援施策 (検討の視点) =ステップアップを促す支援へ

公共の担い手

協働。協働型事業



市民活動

活動資源を中心とした幅広い支援

## 公共の担い手を創出する効果的な施策

- ○協働のパートナーとなりうる団体へのインセンティブの付与 (例:かわさき市民公益活動助成金制度における一定基準を満たす 団体への優遇措置導入等)
- ○市民からより多くの共感を得るための取組(例: 寄附意識の醸成、市民ファンド等による民間からの資金獲得支援等)
- **○運営の健全性を高める取組への支援**(例:会計研修や社会保険 労務士等の専門家派遣 等)
- 〇ステップアップを促す中間支援機能の強化(例:人材バンク等 必要な人材を必要な団体につなぐ仕組み、市民活動団体と多様 な主体(町内会・自治会、企業等)のマッチング支援等)

## ②協働型事業の拡充

○協働型事業(※行政と市民活動団体の協働の 取組)の推進

○市民活動団体と多様な主体との協働の推進

整合

【関係所管事業との役割分担】

〇協働のあり方の整理

自治の推進と多様な主体の連携による地域課題の解決に 向けた取組(総合企画局自治政策部)

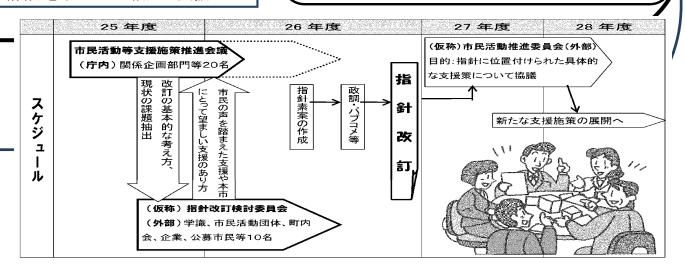
## 現行支援策の継続

○活動資源(人材・資金・場・情報)を中心とした幅広い支援

## / ③地域コミュニティ施策の推進

〇町内会・自治会の活性化に向けた支援 〇地縁型組織とテーマ型組織の連携

「協働のまちづくり」による 地域課題の解決へ



連携